

鞠智城と東北の城柵官衙

井上 翔

はじめに

鞠智城が古代山城①の一つであることに疑いを持つ人はいないであろう。しかし、発掘調査によって明らかになった事実や現地の景観を踏まえた印象からは西日本に多く分布する古代山城とは大きく異なっていることもまた衆目の一致するところであり、そのことが大きな問題提起となつて、これまで鞠智城に関して様々な論点が提示される要因でもあつた。

鞠智城が初めて史料に登場するのは、文武天皇二年（六九八）に「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」②とある。発掘成果に基づく時期区分では、第二期に該当し、城内施設の充実、出土土器の増加などから、これらの城の整備が「繕治」によるものであることも確かであろう。同時に「繕治」された大野・基肄の二城が天智四年（六六五）に築城されたという記事③があること、発掘成果からは創建年代が七世紀後半以降の推定がなされていることから、白村江の敗戦後の大野・基肄の二城と同時期ないしそう遠くない時期の天智朝期に築城されたと考えられている④。

以上の築城時期の対外関係から鞠智城築城の要因として白村江の敗戦後の唐・新羅連合軍が有明海を渡つて侵攻してくるのを企図していたとする見解が多い⑤。一方、七世紀末にいたるまで大和王権の直接的な支配を受けていなかったであろう九州南部に居住する隼

人勢力に対するものという見解もある。また、中央政権が地方社会に対して与える影響力、就中、地方豪族に対する抑止という側面を評価する見解もある。

ところで、東北地方の各地に築かれた城柵官衙遺跡の性格についても長らく議論されてきたところである。それは、史料上にみえる東北の城柵が軍事的な拠点としてしばしば見られるのに対して、実際に発掘調査によつて明らかになった城柵は、国府や郡家のようなコの字型の政庁区画を有し、城柵というように柵列で囲まれているものの、防御施設としては余りに貧弱であり、蝦夷の攻撃を防ぐ軍事拠点とはにはわかには首肯しがたかった。現在では、これら城柵の遺跡は、軍事的拠点であると同時に支配の拠点として、官衙としての性格を有するものと解釈され城柵官衙と呼称されている。

鞠智城の役割や性格は、前述したように多方向に向いており、一面のみに帰せようとするのは、不毛な議論であろう。しかし、複合的な性質を有しているのを認めるとしてもそれらがどのように矛盾なく整合されているのかを検討することには一定の意味があるろう。城柵官衙の複合的な性格は、古代国家による東北政策の特質が如実に表れている。しばしば説かれることではあるが、陸奥・出羽・越後の国司には、「饗給、征討、斥候」が職掌として規定されており、蝦夷を「饗給」によつて懐柔する一方、「征討」によつて征服する

ことも求められていたのであり、いわばアメとムチを使い分けることを古代国家は企図しており、その政策を端的に表しているのが城柵官衙なのである。



第1図 鞠智城全体図

複合的な性格を有する城柵官衙にこのような古代国家の辺境政策の特質を見出しうるのであれば、同じく複合的な性格を有していると考えられる鞠智城についても同様のことが指摘できるのではないだろうか。本稿では、東北の城柵・特に秋田城・との比較・検討を通じて、鞠智城について指摘されている複数の役割・性質を整合的に解釈することで古代国家の辺境政策の特質の一端を明らかにすることを目的とする。

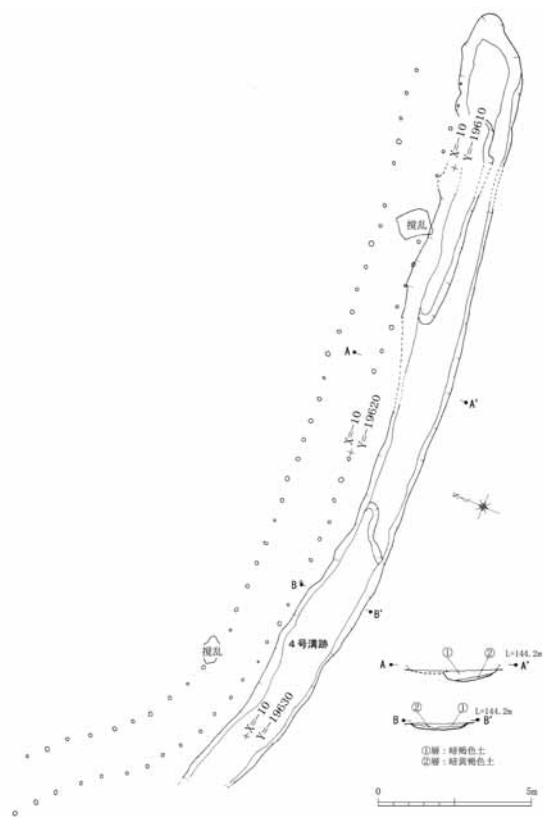
一、古代山城の中の鞠智城

鞠智城が他の古代山城と大きく異なっているということは、これまで述べられてきた。本章では、いささか冗長かもしれないが、これまで古代山城の中で鞠智城が特異とされてきた点について再確認していきたいと思う。

まずはその地形・立地について見ていきたい。これもすでに指摘されてきていることだが、標高が低く平坦面に建物群が営まれている点が他の山城と大きく異なっている。同じ時期に設置・改修されたと考えられる大野城・基肆城が

四〇〇m級であるのに対し、鞠智城は最高地点でも一七一mである。もちろん鞠智城は、深い谷を包含しており、比高差九〇m近くあり、急峻な崖と土塁で囲まれその点は無論、他の山城と共通している。しかし、建物群が集中する長者原地区を中心とした平坦面は、他の山城とは一線を画していると言わざるをえないだろう(第一図)。

次に内部構造について見ていきたい。まずは、直交する建物配置をとる六二・六三号建物に注目したい。この二つの建物と方位を同じくする一九号建物を合わせてコの字型の建物配置を想定し、これを鞠智城の政庁的空間と考える向きも以前はあったが、現在では、一九号建物を合わせたコの字型の建物配置については否定的な見解が強い。しかし六二・六三号建物がL字型に配置され、これらの建物を区画すると考えられる四号溝とその北側の杭列の存在(第2図)



第2図 4号溝実測図



第3図 L字型建物配置

から官舎と「庭」を区画する「院」的な構造が看取される(第3図)。このような他の建物群と隔絶し広い庭を有する構造は、国府や郡家といった地方官衙に広く見られるもので、一般的な官衙では国司や郡司を中心とした儀礼等が行われたと考えられている(佐藤

第 1 表 鞠智城の側柱建物一覧表

No	種別	平面規格(間)		平面規模(m)		柱間寸法(m)	
		梁行	桁行	梁行	桁行	梁行	桁行
2	掘立柱	1	3	2.4	4.2	2.4	1.4
3	掘立柱	2	3	6	9	3	3
6	掘立柱	3	6	6	16.4	2	2.4
7	掘立柱	3	(4)	6.3	(8.4)	2.1	2.1
8	掘立柱	3	6	6	10.2	2	1.7
9	掘立柱	2	(3)	6	(7.5)	3	2.5
10	掘立柱	2	3	6	7.5	3	2.5
14	掘立柱	3	5	7.2	14.5	2.4	2.9
15	掘立柱	3	(4)	7.2	(11.6)	2.4	2.9
16	掘立柱	3	10	7.8	26.5	2.6	2.65
17	掘立柱	3	(6)	7.2	(13.25)	2.4	2.65
18	掘立柱	3	(8)	8.1	(20.8)	2.7	2.6
19	掘立柱	1	5	6.3	15	6.3	3
24	掘立柱	1	(4)	5.7	(10.2)	5.7	2.55
26	掘立柱	3	(2)	7.2	(6)	2.4	3
27	掘立柱	1	(4)	5.7	(10)	5.7	2.5
28	掘立柱	2	5	4.2	9	2.1	1.8
41	掘立柱	2	(3)	7	(9)	3.5	3
55	掘立柱	2	4	6	9.6	3	2.4
57	掘立柱	2～3	6	5.7	10.2	1.8～1.95・2.85	1.5～1.8
58	掘立柱	(1)	5	(4.2)	13.5	4.2	2.7
60	掘立柱	3	8	5.4	16.8	1.8	2.1
61	掘立柱	3	7	5.4	14.7	1.8	2.1
62	掘立柱	(1)	(6)	(1.95)	(11.7)	1.95	1.95
63	掘立柱	3	7	5.85	16.8	1.95	2.4

二〇〇七)。この様な広い儀礼・儀式空間をともなった建物配置をとる山城は鞠智城のみである^⑧。

次に建物の平面規模と構造に着目したい^⑨。山中敏史氏は、各遺跡で検出した建物跡の平面形式について詳細なデータを集積し、官衙遺跡における平面規模と構造の特徴について考察された。山中氏の整理によれば、まず倉以外の建物の平面形式において桁行と梁行の間数の場合、官衙あるいは城柵では、五×二間と桁行七間の建物に分布が集中し、集落等の遺跡とは一線を画している。特に桁行七間の建物の場合、官衙以外の遺跡では一％前後であるのに対し、国府・城柵では九％、郡家では六％、その他官衙^⑩で四％、八間以上の建物の場合、官衙が四〇七％に対してそれ以外は一％以下という値を析出しており、長大な建物が見られる点に官衙の特徴が指摘できるとしている。さて、山中氏の指摘を踏まえ、鞠智城の倉以外の建物の平面形式についてみてみよう。鞠智城で検出した建物は七二棟を数え、そのうち側柱建物は、二五棟を数える(第1表)。そのうち七間の建物が二棟(六一・六三号)、八間以上の建物は三棟(一六・二八・六〇号)が確認されている。それぞれ側柱建物に対する割合でいえば、八％・一二％ということになる。前者の場合、その他官衙が四％ということからすれば、鞠智城は、国府や郡家、城柵の方に近似値を取ることになる。次に倉の平面形式について見てみたい。先の山中氏の研究によれば、官衙の倉の様相は、郡家遺跡に特徴的に表れており、三×三間、四×三間で六〇％以上となり、これが正倉の代表的な平面形式だったとされる。さて鞠智城では、総柱の建物が三四棟確認されており、三×三間は七棟(二五・三八・四三・四七・六四・六五・六七号)、四×三間は九棟(五・

第 2 表 鞠智城の総柱建物一覧表

No	種別	平面規格(間)		平面規模(m)		柱間寸法(m)	
		梁行	桁行	梁行	桁行	梁行	桁行
1	掘立柱	3	5	4.5	10	1.5	2
5	掘立柱	3	4	6.9	12	2.3	3
11	礎石・掘立柱	5	6	11	12.6		
12	礎石・掘立柱	5	6	11.5	13.2		
13	掘立柱	3	(4)	7.5	(10.8)	2.5	2.7
20	礎石	3	4	7.2	9.6	2.4	2.4
21	礎石	3	4	7.2	8.8	2.4	2.2
22	礎石	4	4	5.8	8	1.45	2
23	礎石	4	6	5.8	12.6	1.45	2.1
25	掘立柱	3	3	5.7	7.2	1.9	2.4
29	礎石・掘立柱	6	(3)	12.9	(6.9)		
36	礎石	3	4	7.5	8.8	2.5	2.2
38	掘立柱	(3)	(3)	(6)	(5.7)	2	1.9
40	掘立柱	(2)	5	(6)	15	3	3
42	掘立柱	(2)	(3)	(4.4)	6	2.2	2
43	掘立柱	(3)	(3)	(7.5)	(7.5)	2.5	2.5
45	礎石	(2)	4	5	7.5	2.5	2.5
46	礎石	3	4	6.6	8.4	2.2	2.1
47	礎石	3	3	6.9	7.5	2.3	2.5
48	礎石	(2)	(4)	(3.8)	(7.8)		
49	礎石	3	9	7.2	21.6	2.4	2.4
50	礎石	(2)	(5)	(3.9)	(8.25)	1.95	1.65
52	掘立柱	(2)	(1)	(6)	(4.5)	3	4.5
53	掘立柱	2	(1)	4.6	(3.3)	2.3	3.3
54	掘立柱	2	(1)	4.4	(3)	2.2	3
56	礎石	3	6	8	14.2	2.37	2.66
59	礎石	3	4	5.85	9	1.95	2.25
64	礎石	3	3	7.8	7.8	2.6	2.6
65	礎石	3	(3)	(4.5)	(6.8)	1.5	2.25
66	礎石	(3)	(4)				
67	礎石	(3)	(3)	(6.6)	(6.6)	(2.2)	(2.2)
69	掘立柱	(2)	(3)	(3.9)	(5.85)	1.95	1.95
70	掘立柱	(2)	(4)	(3.6)	(7.8)	1.8	1.95
72	礎石	3	4	6.3	8.4	2.1	2.1

しか過ぎないが、ここでは五×三間の建物が一棟(一号)のみである点に注目したい。山中氏の整理によれば、古代山城を含む「その他官衙」における五×三間の建物は六％の割合を占めているが、これらは大野城や基肄城にみえる五×三間の建物が多数含まれているとされる。大野城跡では、七〇棟の倉庫が確認されているが、そのうち一五棟が五×三間の総柱建物であり、基肄城跡では、四〇棟の倉庫のうち一九棟が五×三間の総柱建物である。山中氏は、このような大野城や基肄城における規格性の高い建物について朝鮮半島

一三・二〇・二二・三六・四六・五九・六六・七二号)、合わせて一六棟が確認されており、割合でいうと約四七％にあたる(第2表)。六〇％には及ばないものの半数近くにのぼる。ただしこれらのうち六棟(一三・三八・四三・六五・六六・六七号)が調査区外や削平等によって間数が確定できないものが含まれており、これらは参考値に

の造営技術や建築スタイルが導入されたのではないかとされ、さらに郡家正倉にみえる三×三間、四×三間の古い事例が六世紀後半の那津官家に関わるとされる福岡県比恵遺跡や有田遺跡などの倉庫群に見られることから、ヤマト王権の拠点施設に導入された平面形式を地方官衙の倉にも採用したのではないかとされた。海野聡氏

第3表 城柵一覽表

陸奥												出羽		越後		国名					
徳丹城	中山柵	志波城	胆沢城	覚繋城	伊治城	桃生城	色麻柵	牡鹿柵	新田柵	玉造柵	多賀城		出羽国府	由理柵	雄勝城	秋田城	出羽柵	都岐沙羅柵	磐舟柵	淳足柵	城柵名
徳丹城跡		志波城跡	胆沢城跡		伊治城跡	桃生城跡	城生遺跡？	赤井遺跡？	新田柵跡推定遺跡	名生官衙遺跡Ⅳ期	多賀城跡	郡山遺跡第Ⅱ期官衙遺跡	郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺跡	城輪柵跡		弘田柵跡？	秋田城跡				比定遺跡
							天平五柵	天平五柵	天平五柵	天平五柵					第二次雄勝城？		秋田城遷居前				備考

配されて設置された磐舟柵(二)の所在が明らかになっておらず比較・検討できないのが残念だが、宮城県の郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構がこれら両柵と同時期に創建されたものと考えられているので、本章ではまずこの郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構についてその概要を説明したい。

郡山遺跡は、仙台平野を東流し仙台湾に注ぎ込む名取川とそれに合流する広瀬川、両河川によって形成された自然堤防上、海拔八～一二mの現在の地名で仙台市太白区郡山に立地している。

は、鞠智城における建物構造について検討され大野城や基肄城にみえる規格性の高い五×三間については山中氏と同様に渡来系や中央政府によるものとされる一方、鞠智城の場合は、官衙に集中してみられる三×三間、四×三間が多数見られるもののそれらの柱間寸法が不統一であることからこれらの建築には中央などの影響よりも在地の技術者を用いたのではないかとされた（海野二〇一四）。

以上、鞠智城と古代山城の相違点について述べてきたことをまとめると、鞠智城は、古代山城の中でも比較的低い丘陵状の場所に立地し、深い谷を含むものの建物群が集中する場所は平坦面を有している。特に区画施設を伴い「庭」を形成すると考えられるL字型に配置される建物群は政庁的な空間と考えられ、他の山城では見られない。城内施設には、官衙遺跡に多く見られる長舎建物が多く、倉庫群主体とする大野・基肄両城とは大きく異なる。また倉庫群についても大野・基肄両城は、規格性の高い建物が多く、中央や渡来系の技術に基づくと考えられるのに対し、鞠智城は、規格性に乏しく在地的な性格を有している点があげられる。この様に鞠智城は、大野・基肄両城を代表とする古代山城とは相違点も多くある一方で、共通点も多い。最後に共通点について見ておこう。

鞠智城が古代山城に含まれるのは、山上に立地し、その外郭施設が多く、の古代山城と同様土塁線によって囲まれ、城門の唐居敷の存在によっている。鞠智城は、東側を急峻な崖線、西側と南側を版築土塁によって廻られている。そして三つの城門を有し、それぞれ東から深迫門・堀切門・池ノ尾門と呼ばれている。これら土塁や城門に關しては、小澤佳憲氏が詳細な検討を加えられており、他の朝鮮式山城との密接な關係が指摘されている。特に城門に關して石製唐

にみえる出羽郡井口地に所在した出羽国府に比定される城柵柵跡である¹⁾。これら全ての城柵遺跡について紹介するのは余りにも冗長であるので幾つかに絞って検討を加えたい。

鞠智城を含む古代山城は、白村江の敗戦後、七世紀第3四半期に創建されたと考えられるので、大化三年（六四七）に設置された淳足柵（二〇）や大化四年に信濃などから柵戸を移

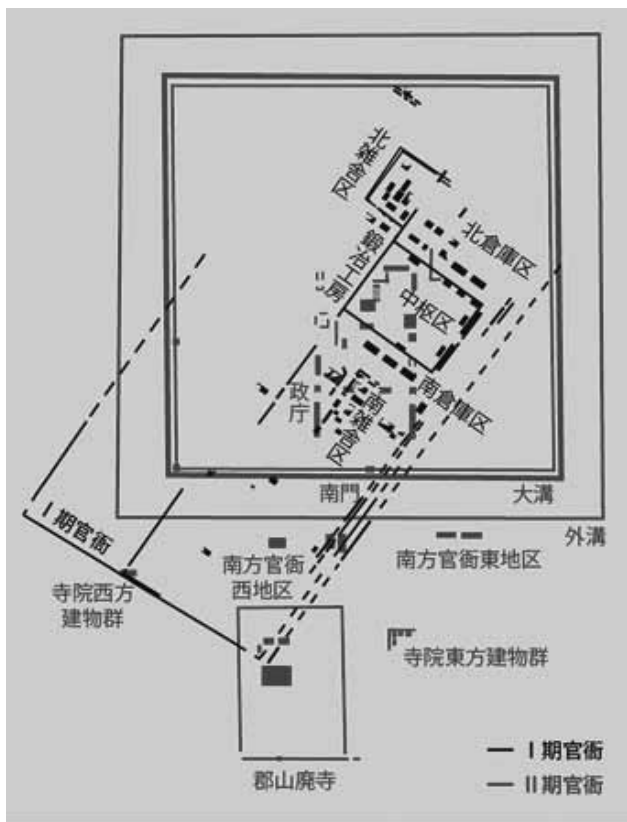
居敷の構造を分類・整理され、編年を作成され、特に軸摺穴の形状から大野城↓基肆城、大野城↓鞠智城という派生を示されている（小澤二〇一四）。ちなみに岡田茂弘氏は、鞠智城の城内施設から古代山城に疑念を抱きつつも土塁線や城門の存在によつて鞠智城が古代山城であることに納得している（岡田二〇一五）。

筆者は、本章の検討によつて官衙的な色彩を持つ鞠智城が古代山城ではないと主張するものではない。鞠智城が城門や土塁線の内容によつて古代山城の一つでありつつもその城内施設には官衙的要素が多分に含まれており、古代山城と全く同じ機能や役割を付与されていたとは考えにくいことを改めて指摘しておきたい。城門や土塁線が防御的な機能を有していたであらうことは間違いない一方で政庁的空間が存在し、他の山城と異なり、官衙的機能も有しており、そのような複合的な機能を有していたことに鞠智城の特質が表れているのであり、そこには古代国家の辺境支配のあり方の一端が表れているはずである。さて、このような防御的機能と官衙的要素を持ち、様々な機能を有していた古代国家の辺境支配の拠点として東北の城柵官衙があげられる。次に東北の城柵官衙遺跡について概観したいと思う。

二. 東北の城柵官衙について―郡山遺跡と秋田城を中心に―

古代東北の地に設置された城柵は、史料にみえるだけで二〇を数える（第3表）。一見して明らかのように陸奥国、太平洋側の城柵については、史料にみえる城柵名と発掘調査の結果との比定が進んでいる。しかし、越後・出羽、日本海側の城柵についてはつきりと史料との照合が確定しているのは、秋田城跡と仁和三年（八八七）

第4図 郡山遺跡Ⅰ・Ⅱ期官衙模式図



遺構の重複関係から二時期に区分されている。第Ⅰ期は、真北に對して東に三〇〜四〇度振れる軸線を基準として建物が配置されている。材木塀や板塀によつて外周が区画され、その内部に北東側と南西側に長大な掘立柱建物を配しその間を柱列で結んで区画し、南東方向に門が開くように政庁空間が区画されている。この中枢施設の南北に倉庫群が配置され、他に雑舍群や工房群が確認されている（第4図）。第Ⅰ期の創建年代については、雑舍群の竪穴住居より斉明・天智朝期の畿内産土師器が出土しているため、斉明・天智朝と考えられている。

「名取」と記された刻書土器が出土しており、正方位を向かず長
 舎で区画する政庁空間は、七世紀末〜八世紀初にかけて成立した郡

家遺構にしばしば見られる形態のため名取郡（評）家説もあるが、政庁区画の規模が一二〇m×九一・六mと一般的な郡家の四倍もあるため、郡家とは考えにくく材木堀による外郭区画施設と国府に匹敵する政庁施設から郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構を城柵遺跡と評価する見解が有力である（今泉二〇〇五・進藤二〇一〇・岡田二〇一五）。城柵としての郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構の役割を考えるにあたってこの時期の東北政策について確認したい。

史料1 『日本書紀』齊明四年（六五八）四月条

夏四月、阿陪臣〈闕名〉、率船師一百八十艘伐蝦夷。罫田・淳代二郡蝦夷望怖乞降。於是勒軍陳船於罫田浦。罫田蝦夷恩荷進而誓曰。（中略）仍授恩荷以小乙上、定淳代・津輕二郡々領。遂於有間浜召聚渡嶋蝦夷等大饗而歸。

史料2 『日本書紀』齊明四年（六五八）七月甲申条

秋七月辛巳朔甲申。蝦夷二百余詣闕朝獻。（中略）授都岐沙羅柵造〈闕名〉位二階。判官位一階。授淳足柵造大伴君稻積小乙下。

史料3 『日本書紀』齊明四年（六五八）是歲条

是歲、越邦守阿部引田臣比羅夫、討肅慎。獻生羅二・羅皮七十枚。（中略）或本云、至庚申年七月、百濟遣使奏言、大唐・新羅并力伐我。既以義慈王・王后・太子為虜而去。由是國家以兵士甲卒陣西北畔。繕修城柵、斷塞山川之兆。

史料4 『日本書紀』齊明五年（六五九）三月是月条

是月、遣阿倍臣〈闕名〉。率船師一百八十艘討二蝦夷國。阿倍臣簡集罫田・淳代二郡蝦夷二百四十一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷廿人於一所而大饗賜祿。（中略）授道與与越国司位各二階、郡領与主政各一階。或本云、阿倍引田臣比羅夫。与肅慎戰而歸。獻虜卅九人。

史料5 『日本書紀』齊明六年（六六〇）三月条

三月、遣阿倍臣〈闕名〉。率船師二百艘伐国。阿倍臣以陸奥蝦夷令乘己船一到大河側。（後略）

史料6 『日本書紀』齊明六年（六六〇）五月是月条

是月。（中略）又阿倍引田臣〈闕名〉。獻夷五十余。又於石上池辺作須弥山。高如廟塔。以饗肅慎卅七人。

（史料1～6）は、齊明朝における阿倍比羅夫の北方遠征に関する史料である。阿倍比羅夫は、齊明四～六年にかけて三回北方へ進出している。この阿倍比羅夫の遠征記事については、渡嶋が北海道か否かそれぞれの蝦夷や肅慎が一体、どの民族に相当するのか議論があるが、考古学的には、渡嶋が北海道とみて矛盾なく史料が解釈できるとされる（瀬川二〇一一）^{（三）}。（史料4）では、陸奥・越前国国郡司が遠征の褒賞として位を賜っていることから阿倍比羅夫の遠征は、日本海側・太平洋側両方から行われたと考えられる。そし



第5図 秋田城全体図（1/10000）

て（史料2）では、都岐沙羅柵と淳足柵の柵造が褒賞されていることから柵造も遠征に加わっていたこと、そしてその根拠地として淳足柵が利用されたのではないかと考えられる（熊谷一九八六・今泉二〇〇五）。今泉氏は、日本海側の遠征の根拠地として淳足柵が利用されたことから太平洋側の遠征の根拠地は、城柵である郡山遺跡第Ⅰ期官衙ではないかとされた（今泉二〇〇五）。

次に（史料1・4）にみえる「秋田（罫田・鮑田）」に置かれた秋田城についてみてみたい。城柵としての秋田城の初見史料は次の（史料7）である。

史料7 『続日本紀』天平五年（七三三）二月己未条

十二月己未。出羽柵遷置於秋田村高清水岡。

和銅元年（七〇八）に越後国に出羽郡が設置され^{（四）}、和銅五年（七一三）には出羽郡を母体に出羽国が設置される^{（四）}。それまでの出羽柵は、出羽郡（庄内地方）に存在したと考えられ（史料7）によって一気に北上して秋田城が建設されることとなったのである。秋田城跡は、秋田県秋田市、旧雄物川の河口付近である高清水丘陵上に立地している。ほかの城柵と同様に築地堀あるいは材木堀による外郭区画施設があり、内部に国庁規模の政庁区画が配されている。また、秋田城では場外にも関連施設を有しており、東門南東方向には、鶴ノ木地区と呼ばれる有名なトイレ遺構を検出した遺構群が確認されている。秋田城で特筆されるのは、木簡や漆紙文書といった多数の出土文字資料が発掘された点である（第5図）。まず外郭施設について発掘調査の結果、五時期の変遷が確認されている。Ⅰ期は、瓦葺の築地堀であり、（史料7）にみえるように天平五年（七三三）以降の創建期に相当する。第二期は、築地堀は変わらないものの非瓦葺へ変わっている。おおよそ八世紀半ばから八世紀末までに比定されている。次の第三期では、築地堀から材木堀へと変化し、さらに一二棟の櫓状建物が確認されている。当然、この櫓状建物は、軍事的機能が想定されている。時期は、八世紀末から元慶二年（八七八）までとされる。第四期は、元慶の乱後の復興期で材木堀と櫓状建物が継続して建造されている。第五期は、一〇世紀中葉以降にあたり、大溝で区画されるようになる。外郭区画施設の城門は、東門と西門が確認されている。東門は、四時期に区分されており、それぞれ外郭施設の第一期～第四期に相当する。ただし、規模と構造が判明しているのは、第三・四期でいずれも三×二間の八脚門となっている。

次に政庁空間である。秋田城の政庁は、東西約九二m×南北七八・五mと横に長い構造になっている。郡山遺跡の政庁空間でわかるように、城柵の政庁空間は、縦長の例が多く、些か特徴的な形態となっている。政庁は、六時期に区分されている。区画施設は、はじめ外郭と同様に瓦葺築地塀だったのが第二期に非瓦葺に変わり、第三期以降は一本柱列塀へと変化し、以降、この形態が踏襲される。この第一、二期の時期区分は、外郭施設と同じ暦年代となつ

第6図 秋田城政庁変遷図

は、外郭東門から政庁までの大畑地区では鍛冶工房などの生産施設、政庁西側の焼山地区では倉庫群、外郭南辺部には兵士の居住域が広がっていた。

城外施設としては外郭東門南東に位置する鵜ノ木地区がある。ここからは、奈良・平安時代にかけて大規模な建物群が整然と配置されており、四時期変遷が想定されている。そしてこの第三期（八世紀前半）にトイレ遺構が存在する。このトイレ遺構から有鉤虫卵という寄生虫卵が検出され、これは、豚食の習慣を有する人間に寄生する可能性が高い。豚食の習慣とすると渤海使の可能性があり、ここから当時の秋田城では来着した渤海使節の対応を行っていた可能性が高いとされる（進藤、二〇一〇、平川二〇一四a）

(一五) ○

以上、郡山遺跡と秋田城跡の発掘調査の成果をまとめてきたが、

秋田城跡鶴ノ木地区のトイレ遺構のように特殊な遺構もあるが、城柵の基本的な構造として①外郭施設、②外郭施設の櫓状の建物、③国庁規模の政庁、④地区ごとに分類された官舎群といった要素が抽出でき、これらは多賀城を始めとしてその他の城柵にも共通している。それでは次に出土文字資料を中心に城柵の機能について確認したい。

多賀城や秋田城を始め東北の城柵では、一般行政機構として国司を中心とした文書行政が行われていたことを確認したい（二六）。秋田城跡からは三〇点におよぶ漆紙文書が出土している。中には戸籍や計帳といった国府で保管されていたと考えられる文書もある（二七）。多賀城や秋田城の場合、国府としての一般行政の一環という考え方もあるが、胆沢城では、実際に文書を作成する書生の存在が認められる（二八）。多賀城や胆沢城、払田柵跡、城輪柵跡など東北の城柵からは漆紙文書が多数出土しており、辺要国とされた東北において律令国家の文書主義が厳密に運用されていたことも指摘されている（三上二〇〇五）。

次に軍政について考えてみたい。弘仁二年（八一）の文屋綿麻呂の奏上に「城柵等所^レ納器仗軍糧、其数不^レ少」^{（二九）}と端的に表されているように城柵には、兵器や兵糧が蓄積されていた。秋田城跡大畑地区では鍛冶工房跡とともに小札鎧なども出土し、焼山地区では倉庫群が確認されている。また「蝦夷」征討では、城柵を根拠地として征夷に赴いている^{（三〇）}。平時には、兵士の管理を木簡や紙の文書を用い^{（三一）}、兵士に食料の支給等も行っていた^{（三二）}。このように城柵では征夷のための基地であり、そこに常駐する兵士の管理も

ている。次に内部施設についてだが基本的には、正殿と東西脇殿のコの字型配置を取る（ただし西脇殿については未確認）。正殿は、貫して南庇が付くが、第一、二期では五×三間だったのが、第三期以降は、五×三間へと間数が変化している。東脇殿は、第三期（八世紀末～九世紀初）と第五期（元慶の乱後）に西庇が付いている（第6図）。

このほか城内施設としては、外郭東門から政庁までの大畑地区では鍛冶工房などの生産施設、政庁西側の焼山地区では倉庫群、外郭南辺部には兵士の居住域が広がっていた。

城外施設としては外郭東門南東に位置する鵜ノ木地区がある。ここからは、奈良・平安時代にかけて大規模な建物群が整然と配置されており、四時期変遷が想定されている。そしてこの第三期（八世紀前半）にトイレ遺構が存在する。このトイレ遺構から有鉤虫卵という寄生虫卵が検出され、これは、豚食の習慣を有する人間に寄生する可能性が高い。豚食の習慣とすると渤海使の可能性があり、ここから当時の秋田城では来着した渤海使節の対応を行っていた可能性が高いとされる（進藤、二〇一〇、平川二〇一四a）（二五）。

最後に、城柵での外交・交易について指摘しておきたい。（史料1・4・6）に見えたように蝦夷を懐柔するために饗宴と禄物の支給が行われた。饗宴によって共同飲食を行うことで人々の親和性を高め政治的関係を構築する目的があったとされる（今泉一九八六）。また、延喜民部式交易雜器条に陸奥・出羽の項には、「熊皮甘張・葦鹿皮」とあり、（史料4）でもあったように北方集団との交易によってこれらを獲得していたのであろう。渤海との関係については、養老四年（七二〇）には津軽津司に命じて靺鞨国（渤海）を見聞させている（同）。（史料7）その後、天平五年（七三三）には出羽柵を一気に秋田の地にまで北上させていること、天平宝字六年（七六二）に建碑された多賀城碑に「去靺鞨国界三千里」とあり、靺鞨国の存在がその地理感覚の中で大きな存在となっていることなどから、天平五年に北進させた秋田城の役割として渤海使を迎える外交機能が備わっていたのではないだろうか（平川二〇一四a）。

以上、本章の内容をまとめると、東北の城柵の基本構造は、外郭区画施設を有し、その内部に国庁規模の政庁区画が配されていることであつた。その基本構造は、郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構から七世紀半ばまで遡るといへよう。そこで行われる業務は多岐にわたる。一般的な行政機構としての文書行政、軍団兵士や鎮兵が常駐し彼らに対する軍政、緊急時には、彼らを指揮・統率して行われる軍事行動、蝦夷を懐柔するための饗給、渤海使や北方集団との外交・交易、このように城柵は、政治・軍事・外交といった様々な機能を有していた。それでは、このような城柵に見える諸機能が鞠智城でも確認できるか一つ一つ検討を加えていきたい。

三、鞠智城と東北の城柵

(一) 行政機能

東北の城柵官衙遺跡では、文字資料も多く出土し、文書行政が活発に行われている様子が伺われた。それでは鞠智城の場合はどうか。鞠智城からは、全く文字資料がないわけではない。数量は少ないが、木簡と墨書土器が出土しており、文書行政が行われていた様子が看取される。

史料8 鞠智城跡出土第一号木簡

「く秦人忍^{〔米カ〕}□ 五斗」

一三四×二六×五

本木簡は、付札状であり、秦人忍という人物が米五斗を鞠智城に納入したことを示している。国郡名や年紀が記されていないことから秦人忍は、肥後国菊池郡の人であつたであろうということが推定される。

さて本木簡の文字内容からは以上のことまでしか判断がつかないのだが、こういった付札状の木簡が出土しているということから以下の人々が鞠智城には関わっていたということが分かる。①貢納負担者が秦人忍であるということ、②鞠智城まで運搬した人間が存在すること(①と同一人物の可能性もある)、③納入された物品の確認を行う役職の人物、④米を消費する人(兵士か)の少なくとも四種類の人間が本木簡には関わっていたと考えてよいだろう。特に③

史料9 宮城県・多賀城跡出土第一号漆紙文書

「九日尽 月十^{〔ハカ〕}日合十箇日

宝龜十一年九月廿」

行方団□毅上毛野朝」

史料10 宮城県・多賀城跡出土第六号漆紙文書

「

合十箇日□□粮請」

「應元年五月九日^{〔書生カ〕}□□」

書生生部益人

(別筆カ)「十三日

「掾安倍朝臣」

「真^{〔自署カ〕}□」

(漆面略)

多賀城では、(史料9・10)に見えるような、公粮請求文書が多数見つかった。 (史料9)では、行方団の軍毅が勤務した日数分の公粮を請求しているものと考えられる。また、(史料10)は、軍毅ではなく書生の公粮請求文書だが、別筆で国司の三等官である「掾」が署名していることから、公粮請求文書は国司に宛てて出さ

の人物について考えてみたい。

中央都城や地方官衙で作成される帳簿の作成に当たっては、このような物品に付された木簡が基礎データとして蓄積・利用されていたと考えられている。(山口二〇〇〇、三上二〇〇一)。鞠智城で帳簿が作成されていたかどうかは分らないが、こういった倉庫群には必ずそれを保守・管理する人間が存在した。国郡で働く人間を列挙した弘仁十三年官符には、「収^三納穀類^二正倉官舎院守^一へ院別十二人^一」(二四)とあるので、鞠智城にも「院守」が存在した可能性はあるだろう。また、取水口跡からは、円面硯(八六一)(第7図)が出土しており、文書行政の存在を裏付けるものといえよう。

第一章で指摘したように、鞠智城では行政的空間が存在し、官衙としての条件を備えている。また、倉庫群の存在とそこに勤務する人々の存在が推定されることなどから十分に行政的な機能を有していたものと推定される。

(二) 軍事機能

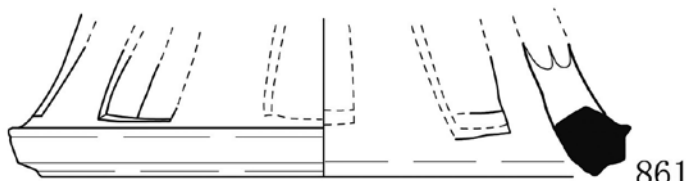
土塁・城門といった区画施設その他、長舎建物は兵舎と推定されている(一六号建物)。この兵舎に駐屯していたのが軍団兵士である(熊本教委二〇一〇)と仮定した場合、彼らを管理する軍毅も兵士とともに駐在していた可能性が類推される。

れていたことが分かる。

鞠智城の場合、明証がないが、大野城には城司が置かれていたことが分かっている(二五)。大野城の場合は、筑前国司が務める場合と大宰府官人が宛てられる場合とがあつたと考えられるが、西海道の山城も東北の城柵と同様に国司が城司を務める城司制が行われていたと推定されている(今泉一九九〇)。『日本三代実録』には、「兵庫」とある(二六)ので、考古学的には武具等の遺物は確認されていないものの、兵器を収めた倉庫が存在していたと考えられる。国司の職掌として「兵士・器仗」とあるので、肥後国司が管轄していた可能性は高い(西本二〇一五)。であれば、鞠智城にも肥後国司の一員が城司として駐在していた可能性もあり、軍団兵士の管理という点が改めて指摘できるのではないだろうか。

(三) 外交機能

八角形建物や百済系仏像の出土、山城の造営技術等より朝鮮半島の影響が、また、菊池川流域や筑紫磐井など西海道の豪族と朝鮮半島の国との密接な関係性から鞠智城の成立背景に對外関係に関する問題も指摘されている(宮川二〇一三、柿沼二〇一四、近藤二〇一五)。特に近藤氏は、当時の国際情勢の中で鞠智城が對外交渉の場として期待されていた可能性を示唆されている。以上は、朝鮮半島・中国との関係性から鞠智城の役割について論じられたものである。一方、列島南部の支配政策に関わる中で鞠智城の繕治は行われたとする見解(菊池二〇一四)(二七)もあり、海外に対するものという考え方と列島内にいる大和王権に従わない集団に対するものという二つの考え方があ。このようなあり方は、秋田城における



第7図 円面硯

蝦夷集団に対する饗給と渤海使への対応と類似関係にあるのではないだろうか。

城柵の基本的な構造として①外郭施設、②外郭施設の櫓状の建物、③国庁規模の政庁、④地区ごとに分類された官舎群といった要素を指摘した。これを、鞠智城に当てはめると、①土塁と築地塀という違いはあるが、外郭区画施設を有し、②櫓状の建物ではないが、涼みヶ御所（烽見ヶ御所）という地名から望楼が設置されていたという考え方もある。③政庁的空間の規模が不明なので留保つきではあるものの政庁が配置され、④地区ごとにまとまった建物群を有しており、構造的には、鞠智城と城柵には親近性が高いといえよう。

次に城柵の機能を大きく三つに分けて鞠智城との対応関係を見てきたが、木簡や円面硯の出土、倉庫群に勤務する役人の可能性から一般的な地方官衙と同様に文書行政が行われていた可能性が高い。そして城司制の有無については、推論の部分が大きいが、軍団制施行後には、兵士の駐在する鞠智城では、彼らを管理・運営する必要性から城柵と同じような機能が推定可能なのではないか。最後に外交分野については、直接的な証拠はないものの菊池川流域という立地や七世紀末からの列島南部への進出という時代背景から鞠智城が列島内外における対外交渉において重要な位置を占めていた可能性が指摘できる。特に隼人と唐・新羅に対する鞠智城という存在は、東北における蝦夷と渤海に対する秋田城と相対的關係にあるのではないだろうか。

紫君磐井が新羅と結んで大和王権に反抗したという事実がある。九世紀には、肥前国人が新羅人と結託して対馬を襲撃しようとした事件もある^{二七}。西海道は、半島・大陸と結託して反旗を翻そうとする勢力が潜在的に存在し、それを防ぎつつ中央集権化のためにも外交権の一元化は急務であって、創建期の鞠智城の役割というのは、やはり防衛機能が第一義的であったのではないだろうか。

鞠智城の構造が大きく変化し、城柵官衙の構造に近似するのが七世紀末以降の第Ⅱ期である。このいわゆる「繕治」期に城内施設の充実が図られるわけだが、その契機としては、菊池氏の指摘する列島の南北部における律令国家の進出政策があげられるだろう。七世紀半ばの阿倍比羅夫の北方遠征では、淳足柵や郡山遺跡第Ⅰ期官衙が拠点として用いられた。西海道において同様の施設を建設しようと計画した時に新しく建設するよりは、既存の施設を改修・増築する方が良いと判断し、山城の中でも最も南にある鞠智城が改修されることとなったのではないか。また、創建期における地方豪族の離反という可能性は常に潜在的に存在したから、対外関係が良好になったからといって鞠智城がすぐさま廃城されるということはなく、鞠智城が長期間に渡って存続した理由の一端がそこにあるのではないか。

鞠智城の政庁空間は、正方位を向いておらず、倉庫群の存在など郡山遺跡第Ⅰ期官衙に良く似ている。こうして鞠智城は、阿倍比羅夫の北方遠征で淳足柵や郡山遺跡が後方拠点となったように九州南部の隼人政策に対する後方基地としての位置付けがここで新たに付与され東北の城柵に近似し形態をとるようになったのであろう。この第Ⅱ期に土器が急増するのは、このような九州南部の隼人政策に

おわりに

以上、本論文では、まず山中氏が整理された統計データを参考に鞠智城と他の古代山城を比較し、多くの相違点が存在することを指摘した。次に城柵官衙遺跡の発掘調査を整理し、城柵官衙遺跡の構造と役割をまとめた上で鞠智城との多くの共通点を指摘した。鞠智城が古代山城としては、異例の存在であり、構造・機能的には城柵官衙^一特に秋田城と性格が近いということが理解できたかと思う。

さて、このような城柵官衙に類似した鞠智城に古代国家がどのような役割を期待していたのかを考察したい。

本論でしばしば問題としていた政庁的空間は、時期区分でいえば第Ⅱ・Ⅲ期（七世紀末～八世紀末）に存続していたとされる。この約百年間は、鞠智城に城柵官衙と類似した構造と機能が備わっていた時期といえよう。それでは何故この時期にこのような構造と機能が鞠智城に付与されていたのであろうか。そのために改めて創建期から鞠智城の役割について考えてみたい。

鞠智城は、白村江の戦い後の緊迫した情勢の中で創建され、その役割はやはり本質的には防衛のためであつたろう。立地・当時の対外交渉の状況等から防衛機能を過少評価する向きもあり（近藤二〇一五）、日本国内の在地社会への牽制とする説もある（柿沼二〇一四）。しかし、防衛機能と在地社会への牽制というのは、別に相矛盾するものではないことを指摘したい。白村江の戦いで圧倒的敗北を喫した日本は、唐・新羅連合軍が攻めてくると考えた時に西日本の防衛をどのように考えるかと考えた時に当時の為政者が最も恐れた事態は、西海道の豪族が日本を離れ、唐・新羅へついてしまふということではなかっただろうか。実際、六世紀前半には、筑

対応して「城柵」としての機能が活発に働いていた時期だからだろう。第一号木簡の比定年代が七世紀後半から八世紀前半となっているのも示唆的である。菊池氏が指摘するように第Ⅲ期に入って活動が低迷するのも隼人政策の転換によるものであろう（菊池二〇一四）。東北の城柵の場合、公民化しない蝦夷が存在する以上は、饗給に基づく懐柔政策は継続して行われた。鞠智城の政庁空間が配される第Ⅳ期は、八世紀末以降となっているのは非常に示唆的で、延暦十九年（八〇〇）に薩摩・大隅両国で口分田の班給^{二八}が行われているというのは、鞠智城の構造の変化と無関係ではなく、征討する必要性がなくなり、東北の城柵的な構造を維持する必要がなくなったためであろう。

鞠智城を始めて訪れた時、私も岡田茂弘氏と同様に山城っぽくないというように感じた。その理由は本論の第一章で述べたことによるのだが、第二・三章で城柵との類似性が認められつつも東北の城柵一般とはやはり異なっている理由を最後に述べてまとめたい。前述したように第Ⅱ期鞠智城の構造の祖型として郡山遺跡第Ⅰ期官衙が想定される。ただし、山城を流用したために郡山遺跡第Ⅰ期官衙と全く同様に整備するというのは不可能だったのだろう。

一方、多賀城を始めとする八世紀以降の城柵官衙の祖型は、郡山遺跡第Ⅱ期官衙ではなかったか。郡山遺跡第Ⅱ期官衙以降の城柵は正方位を向くようになっており、郡山遺跡の第Ⅰ期と第Ⅱ期では、段階差が大きいといえる。第Ⅱ期官衙の造営年代が七世紀末と第Ⅱ期鞠智城と同じにも関わらず、第Ⅱ期鞠智城の政庁的空間が正方位を向いていないのは、行政組織としての格の違いによるものではないか。つまり、この時期に正方位をとるのは、中央の都城と大宰府で

あり、後の多賀城が条坊制を備えた都市的空間を備えていること、陸奥国守が陸奥・出羽按察使として複数の国を管掌するようになることから考えても郡山遺跡第Ⅱ期官衙にその萌芽が認められるのではないだろうか。故に、第Ⅱ期鞠智城と郡山遺跡第Ⅱ期官衙が同時期にも関わらず、構造的に大きな差異を持つているのではないだろうか。鞠智城が城柵官衙と多くの共通点と多くの相違点を有しているのはこういった事情を背景としているからではないだろうか。

注

(一) 古代の山城については、文献史料にえる朝鮮式山城と史料上確認できないものの遺構等からその存在が確認される神籠石式（型）山城の二種類に分類されてきた。二種類に分類されることは、学史上、意義のある議論ではあるが、本稿では、防御施設であるという点において両者に本質的な違いがないと考えて両者を同一のものとして捉え、「古代山城」という名称で一括して述べることにする。

(二) 『続日本紀』文武二年五月甲申条

(三) 『日本書紀』天智四年八月条

(四) 大野・基肆の二城と同じく文武朝期と考えるのが主流だが、斉明朝の朝倉宮に伴い築城されたと考える見解も存在する（渡辺一九八八）。これは白村江の戦いの前後、どちらに築城されたかということになり、築城の契機やその目的の背景・状況が大きく異なることとなる。斉明朝での築城とすれば、沼垂・磐舟柵との造営時期が近接することになり、東北の城柵との関係を考える上で非常に魅力的な見解だが、現在のところその根拠とされる斉明紀四年是歳条或説の史料解釈について八木充氏による批判（八木二〇〇八）によって史料的根拠を失っており、考古学的には七世紀後半以

降という年代以上は得られないため、大野・基肆とほぼ同時期という従前の見解が妥当であろう。白村江の戦いの前後の如何に関わりなく、大きな意味で対外的な緊張の中で築城されたことは確かではある。

(五) 距離的に大宰府を直接防衛する目的とは考えにくいが、山城という防衛施設から考えて、対外防衛に主眼があつたことは疑いなからう。

(六) 国府や郡家の政庁空間では、国司や郡司が行政実務を執務する一方で儀式・儀礼が行われた。儀制令元日国司条では、国司以下の僚属が国庁において元日朝拝を行ったあと宴会を行うという規定がある。

(七) 以下の官衙一般の数値・割合はいずれも（山中二〇〇七）の整理に基づき、特に断らない限り山中氏の所説もこの報告書による。山中氏自身が指摘しているが、これらの統計的分析は、遺跡種別ごとの全体的な様相を探るためであり、遺跡種別ごと、遺跡ごとに多様性があるため、また地域差なども考慮する必要があるとされる。従って、以下の記述における統計部分は、遺跡の全体的な傾向を図るためのものであつて、これらの数値によって鞠智城が直裁的に官衙であるというようなものではない。ここでは、これらの数値の傾向によって鞠智城が古代山城とは一線を画すものだということを統計的に再確認しておきたい。

(八) 山中敏史氏は、国府や郡家、城柵を除いた関・津・駅家などを「その他官衙」として分類している。鞠智城を含めた古代山城はその他官衙に含まれていない。

(九) 『日本三代実録』仁和三年五月二十日癸巳条

(一〇) 『日本書紀』大化三年是歳条。遺跡の推定は行われていないが、阿賀野川河口付近と想定されている。

(一一) 『日本書紀』大化四年是歳条。淳足柵と同様に遺跡地の推定は行われていないが、旧岩船潟付近と想定されている。

(一二) 紀元四世紀以降、サハリンから南下してきたオホーツク文化集団には、動物信仰、特にクマを信仰しており、（史料3）では、ヒグマとその皮を肅慎が、献上しており、その習俗によく合致するという。また、渡嶋蝦夷には、縄文文化を継承して狩猟・採集生活を継続していた統縄文文化集団とみてよいとする（瀬川二〇一一）。

(一三) 『続日本紀』和銅元年九月丙戌条

(一四) 『続日本紀』和銅五年九月己丑条

(一五) ただし、今泉隆雄氏は、有鉤虫卵はイノシシに寄生する可能性も考えられるとされ、秋田城からはイノシシの遺体が出土していることからこれは蝦夷の対する饗給で振舞われたものの可能性を指摘する。また渤海使の来着とその対応についても国司一般に与えられた安置・供給の役割であつて秋田城に限定されるものではないとされ、秋田城の主な役割は渡嶋の蝦夷など北方の蝦夷に対する朝貢的支配にあつたとされる（今泉二〇一五）。

(一六) 全ての城柵に城司がいたわけではなかったとする見解もあるが（熊谷二〇〇七）、少なくとも国府である多賀城と鎮守府の置かれた胆沢城、秋田城などには、城司として国司の一員が赴任していたと考えられる（今泉一九九〇）

(一七) 秋田城跡出土第八、九、一七、一八、二九号漆紙文書。ちなみに、例えば第九号文書は、天平六年度の計帳の紙背に天平宝字三年の具注暦が記されており、このような戸籍・計帳の紙背を利用した文書は、国府で保管されていた文書が廃棄された後に国府で再利用された。つまりそれが廃棄された場所である秋田城が国府であると平川氏は主張された（平川二〇一四a）。これに対して今泉氏は、国府で具注暦が書写された後に秋田城へと頒下したものであり、秋田城が国府であるとは考え難いとされた（今泉一九九五）。今泉氏の説によれば、秋田城には、紙背のある具注暦が頒下さ

れたということになり、首肯しかねる。一方、平川氏の説の場合、国府で

廃棄された文書が反故用紙として管下の官衙に頒布されたという可能性も捨てきれない。しかし、国府が否かとは関わらず、少なくとも第九号文書が秋田城内で書写された可能性は高く、秋田城内における文書行政の一端を示すものとして評価できよう。

(一八) 「勘書生吉弥候豊本」（『木簡研究』九一八八頁）、「書生宗×」（胆沢城跡出土第四号漆紙文書ハ文書番号は、古尾谷知浩『漆紙文書と漆工房』名古屋大学出版会、二〇一四年vによる。以下同じ）。

(一九) 『日本後紀』弘仁二年閏十二月辛丑条

(二〇) 『続日本紀』天平九年四月戊午条、宝龜十一年七月甲申条など。

(二一) 秋田城跡出土一六号木簡、胆沢城跡出土第十二号漆紙文書、多賀城跡出土第六号木簡など。

(二二) 胆沢城跡出土「内神」木簡（『木簡研究』一二一一一六頁）、宮城県・多賀城跡出土第一号漆紙文書『日本三代実録』元慶五年三月廿六日条など。

(二三) 『続日本紀』養老四年正月丙子条

(二四) 『類聚三代格』弘仁十三年（八二二）閏九月廿日太政官符

(二五) 『類聚三代格』貞観十八年三月十三日官符

(二六) 『日本三代実録』天安二年閏二月丙辰条・同六月己酉条

(二七) ただし、隼人对策論については、（木村二〇一四）による批判がある。

(二八) 『日本三代実録』貞観八年七月十五日丁巳条

(二九) 『類聚国史』延暦十九年十二月辛未条

参考文献

相沢央 二〇〇三 「律令国家の蝦夷政策と古代越後国」『歴史評論』六四三
秋田市教育委員会 二〇〇二 『秋田城跡・政庁跡』

秋田市教育委員会 二〇〇四 『秋田城跡調査事務所年報二〇〇三 秋田城跡』
 秋田市教育委員会 二〇〇八 『秋田城跡Ⅱ―鶴ノ木地区―』
 伊藤武士 二〇〇六 『秋田城跡』 同成社
 今泉隆雄 一九八六 「蝦夷の朝貢と饗給」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年
 今泉隆雄 一九九〇 「古代東北城柵の城司制」 同右書
 今泉隆雄 一九九五 「秋田城の初歩的考察」 同右書
 今泉隆雄 二〇〇五 「古代国家と郡山遺跡」 同右書
 今泉隆雄 二〇一五 「秋田城と渤海使」 同右書
 海野聡 二〇一四 「鞠智城の遺構の特徴と特殊性」 熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ・論考編Ⅰ』
 大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一
 岡田茂弘 二〇一五 「鞠智城と古代日本東西の城・柵」平成二七年鞠智城東京シンポジウム『律令国家と西の護り、鞠智城』資料
 小澤佳憲 二〇一四 「古代山城出土唐居敷から見た鞠智城の位置付け」『鞠智城と古代社会』二
 鏡山猛 一九六八『大宰府都城の研究』風間書房
 柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛城の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
 木村龍生 二〇一四 「鞠智城の遺構の特徴と特殊性」 熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ・論考編Ⅰ』
 菊池達也 二〇一四 「律令国家成立期における鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
 葛原克人 一九九四 「朝鮮式山城」佐藤宗諄編集『日本の古代国家と城』 新人物往来社

字と地方社会』吉川弘文館、二〇一三年

三上喜孝 二〇〇五 「城柵と文書行政」 右同書

南健太郎 二〇一五 「石積遺構からみた古代山城築城技術に関する試論」『鞠智城と古代社会』三

宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景」『鞠智城と古代社会』一
 八木充 二〇〇八 「百済滅亡前後の戦乱と古代山城」『日本歴史』七二二

山口英男 二〇〇〇 「帳簿と木簡―正倉院文書の帳簿・継文と木簡―」『木簡研究』二二
 山中敏史 二〇〇七 『古代官衙の造営技術に関する考古学的研究 平成一五年度く平成一八年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書』

渡辺正気 一九八八 「神籠石の築造年代」 斎藤忠先生頌寿記念論文刊行会『考古学叢考』中、吉川弘文館

挿図・表出典

第1図 鞠智城跡全体図（熊本県教育委員会『鞠智城Ⅱ・第八く三十二次調査報告』^二〇一二年vより引用）

第2図 4号溝実測図（同右報告書より引用）

第3図 L字型建物配置（同右報告書より引用）

第4図 郡山遺跡Ⅰ・Ⅱ期官衙模式図（宮城県多賀城跡調査研究所ホームページ<http://thn.pref.miyagi.jp/kenkyusho/work/_site.html>より引用。）

第5図 秋田城全体図（く／一〇〇〇〇）（秋田市教育委員会『秋田城跡Ⅱ―鶴ノ木地区―』二〇〇八年より引用）

第6図 秋田城政庁変遷図（秋田市教育委員会 二〇〇四 『秋田城跡調査事務所年報二〇〇三 秋田城跡』より引用）

第7図 円面硯（熊本県教育委員会『鞠智城Ⅱ・第八く三十二次調査報告』

熊谷公男 一九八六 「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館

熊谷公男 二〇〇七 「城柵と城司」『東北文化研究所紀要』三九

熊田亮介 一九九四 「古代国家と東北の城柵」 佐藤宗諄編集『日本の古代国家と城』 新人物往来社

熊本県教育委員会 二〇一〇 『古代山城 鞠智城を考える』 山川出版社

熊本県教育委員会 二〇一二 『古代山城 鞠智城を考えるⅡ』

熊本県教育委員会 二〇一四 『鞠智城シンポジウム二〇一三成果報告書』

熊本県教育委員会 二〇一二 『鞠智城Ⅱ・第八く三十二次調査報告』

近藤浩一 二〇一五 「古代朝鮮半島と肥後地域の交流史からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』三

佐藤信 二〇〇七 『古代の地方官衙と社会』山川出版社
 進藤秋輝 二〇一〇 『古代東北統治の拠点・多賀城』新泉社

仙台市教育委員会 二〇〇五 『郡山遺跡発掘調査報告書 総括編（1）』
 瀬川拓郎 二〇一一 「古代北海道の民族的世界と阿倍比羅夫遠征」小口雅史編『海峡と古代蝦夷』高志書院

谷山雅彦 二〇一一 『鬼ノ城』 同成社
 西本哲也 二〇一五 「鞠智城と大宰府」『鞠智城と古代社会』三
 平川南 二〇一四 a 「出羽国府と渤海国」『律令国郡里制の実像』上、吉川弘文館

平川南 二〇一四 b 「秋田城跡漆紙文書からみた出羽国府論」『律令国郡里制の実像』上、吉川弘文館
 古川順大 二〇一三 「鞠智城が在地社会に与えた影響」『鞠智城と古代社会』一
 三上喜孝 二〇〇一 「古代地方社会における公粮支給と帳簿」『日本古代の文

^二〇一二年vより引用）

第1表 鞠智城跡の側柱建物一覧表（熊本県教育委員会『鞠智城Ⅱ・第八く三十二次調査報告』^二〇一二年vの建物一覧表を参照して作成）

第2表 鞠智城跡の総柱建物一覧表（熊本県教育委員会『鞠智城Ⅱ・第八く三十二次調査報告』^二〇一二年vの建物一覧表を参照して作成）

第3表 城柵一覧表